

農業委員会だより



よこてし

横手市

2025.3 No.40



目次

りんごの主力品種ふじの収穫で忙しい中、取材に応じていただいた、平鹿町醍醐^{まこと}在住の石川亮さんは、大学卒業後、地元企業に就職しましたが、30歳を機に県のフロンティア研修を経て就農しました。

近年の温暖化対策として、早生種のりんごを増やしたり、桃や洋梨の栽培にも力を入れ始めています。

祖父の代から始まった果樹園を「老舗」と言われる100年以上先まで続けたいと言います。

「もし、子供たちが後を引き継いでくれることになれば、その時は道標となることが出来れば良いですね」と笑顔で話してくれました。

広報・食農推進委員 武藤 吉喜

■ 農業委員活動報告	2
■ 農業振興課からのお知らせ	3
■ 地方自治功労表彰者をご紹介	4
■ 農業者年金	
■ がんばる農家さんをご紹介	
■ 横手食育見聞録	5
■ 第19回作文・図画コンクール作品のご紹介	5～6
■ 令和7年度総会情報及び賃借料情報	6
■ 全国農業新聞	
■ 編集後記	

委員活動報告



7/1～15

農地パトロール実施

農業委員会では、遊休農地の発生防止・解消などを目的に、毎年夏季に1回、農業委員、農地利用最適化推進委員が担当する地域を巡回し、前年度に把握した遊休農地が解消されているか、新たに遊休化した農地はないか等、農地の状況を確認する「農地パトロール」を実施しています。

私の担当する大雄地域では、7月5日に農業委員、推進委員、事務局で実施しました。

昨年度遊休農地と判断された9か所の継続調査をしたところ、1か所については所有者が耕起しており耕作が再開されました。残りの8か所に関しては、圃場整備を行うことで再生可能と判断しました。

非農地調査については、所有者から相談



がきていた4か所を調査しました。数十年前から耕作していない状況で、すでに原野化しており、今後も農地として利用することはでき

きないとし、非農地としました。

今回のパトロールで遊休農地、非農地と判断した場所は、どの農地も湿田でぬかるみがあり、水利も整備されていない、周辺が森林で日照不足など条件の悪い農地でした。農家の高齢化と後継者不足で働き手が少なくなったことで、立地条件の悪い農地は年々荒れてしまう傾向にあると感じました。そういった状況の中でも、農地の保全のために一生懸命草刈りを行っている方を見掛けると何とかならないものかと強く思います。

今後関係機関と連携し、遊休農地の解消に努めていきたいと思っています。

(文…小松田 英人 農業委員)

農地所有者の方へ のお願い

雑草が繁茂している遊休農地は、病害虫の発生等により、近隣の農地や住民に大変迷惑がかかりますので、適正な管理をお願いします。



9/3

北海道東北ブロック 女性協議会 研修会

「地域の農業の未来のためにできること」地域で活躍する人から委員活動のヒントを探る」と題し、米沢市で里山ソムリエとして活躍されている黒田美佳氏と他3名の事例発表がありました。

皆さん山形の魅力に惹かれ都会から移

住された

方々でした
が、それぞ
れアイディ
アを活かし
これからも
山形で「農」
に携わりな
がら多方面
でご活躍さ
れて行かれ
ることの期
待を抱いた
講演でした。

当市には



山形県山形テルサにて、移住者の経営事例を学ぶことができました

様々な課題があります。後継者不足や耕作者不在は待ったなしの状況です。今回の研修会に参加し、地元により多くのUターンを呼び込むために、魅力ある横手を大いに発信し続け、少しでも問題解決につなげるための活動をしていきたいと思いました。

今回参加した女性委員の中には6次産業化の新たなアイディアが浮かんだ委員もあり、今後ますますの活躍が期待されます。これからも私たち女性委員の活動が、横手の「農」の未来に繋がっていくことを願います。

(文…小笠原 夏子 農業委員)

12/4

研修生との意見交換会

市園芸振興拠点センターを会場に、「よこて農業創生大学校」の農業技術研修生(1年目生)と意見交換会を開催しました。

今年は高校を卒業したばかりの10代の方から社会経験を積まれた40代の方まで6名の方々とお話しすることができました。

研修生を取り巻く環境は多様で、抱える不安も様々です。例えば雇用労働力の確保について、6次産業化の方向性について、天候に左右されない生産技術について、農地の取得について等、参加した委員とざっくばらんに意見を交わしました。この出会いが何かのきっかけになればいいなと参加した委員は全員、思っていたことと推察します。

特に農地の取得の不安や悩みについては、農業委員としての職務に直結しますので、意見交換で終わらせることなく継続して関わっていかねばならないと感じたところです。

農業の未来を担っていく皆さんをこれからも応援していきたいと思っています。

(文…高橋 正也 農業委員)



研修生の就農後の未来に向けてエールを贈りました

農業振興課からのお知らせ

農地の貸借の方法が変わりました

●令和7年4月(地域計画策定後)から、農地の貸借や売買などを行う場合は、①秋田県農業公社を通す「農地中間管理事業」を活用するか、②農地法に基づく許可を得るかのどちらかの手続きが必要になります。

注)現在契約期間中の農業経営基盤強化促進法(以下基盤法)による利用権は、契約期間終了までは継続します。詳しくは、農業振興課または市HP(ページ番号:1011384)をご確認ください。



農地の貸し借りの方法

①基盤法による貸借 (貸主と借主の2者間による契約)	令和7年4月以降新規申請不可
②農地中間管理事業による貸借 (貸主と借主の間に「秋田県農業公社」が入った契約)	引き続き申請できます
③農地法第3条による貸借 (農地法第3条に基づく農業委員会による許可)	引き続き申請できます

秋田県農業公社を介した貸借は、申し出から貸借開始まで、最短「5か月程度」かかります。お申し出はお早めに!

問合せ先

- ◆農業振興課(☎0182-32-2112)
- ◆JA秋田ふるさと担い手支援室(☎0182-35-2632)
- ◆各地域課農業委員会担当(横手地域は農業振興課)

※農地中間管理事業ってどんな事業?

秋田県では、公益社団法人秋田県農業公社が、農地を貸したい人から借り受け、地域計画(目標地図)に位置づけられた受け手に対して、まとまりのある形で貸し付けする事業です。



地域計画と農振除外・農地転用許可の手続きについて

地域計画*内の農地については、農振農用地区域からの変更(=除外)に加え、農地転用申請の前に、地域計画の変更(=除外)手続きが新たに必要となりました。(手続きの流れは下記参照)

これまでよりも日数がかかる場合がありますので、相談はお早めをお願いします。また地域計画内の農地かどうかは、農振農用地区域の確認と併せて農業振興課へお問い合わせください。



◀農用地区域からの除外
申出受付スケジュール
(ID1003613)



◀農地転用申請
(ID1003672)



農林水産省HP▶



地域計画内
農地



①地域計画の変更

②農振除外

※①②は同時に申出可能

③農転申請

農地に関するご相談は農業委員会 地域計画・農振除外に関するご相談は農業振興課(☎32-2112)

農業委員会事務局(サンサン横手)……☎35-2172
増田地域課 農業委員会担当……☎45-5515
平鹿地域課 農業委員会担当……☎24-1118
雄物川地域課 農業委員会担当……☎22-2187

大森地域課 農業委員会担当……☎26-2116
十文字地域課 農業委員会担当……☎42-5119
山内地域課 農業委員会担当……☎53-2934
大雄地域課 農業委員会担当……☎52-2111